

○厚生労働省令第七十二号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に基づき、生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令

（生活保護法施行規則の一部改正）

第一条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就労自立給付金の支給の申請)</p> <p>第十八条の四 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 被保護者の氏名及び住所又は居所</li><li>二 保護を必要としなくなった事由</li><li>三 その他必要な事項</li></ol> <p>2 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給)</p> <p>第十八条の六 就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(進学準備給付金の支給の対象者)</p> <p>第十八条の七 法第五十五条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 保護の実施機関が、高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校(以下「高等学校」という</li></ol>	<p>(就労自立給付金の支給の申請)</p> <p>第十八条の四 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第二項に規定する支給機関(以下「支給機関」という。)に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 被保護者の氏名及び住所又は居所</li><li>二 保護を必要としなくなった事由</li><li>三 その他必要な事項</li></ol> <p>2 支給機関は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給)</p> <p>第十八条の六 就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、支給機関が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

。)、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)  
(若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。))、(いずれも同法第五十八条第一項(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定する専攻科及び別科を除く。)、又は同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校(高等学校に準ずると認められるものに限る。))をいう。以下同じ。))に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認められた者(以下「高等学校等就学者」という。))であつて当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設(法第五十五条の五第一項に規定する特定教育訓練施設をいう。以下同じ。))に入学しようとするもの

二 高等学校等就学者であつた者(災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学することができなかつた者に限る。))であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとするもの

(特定教育訓練施設)

第十八条の八 法第五十五条の五第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。

- 一 学校教育法第一条に規定する大学
- 二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程に限る。))
- 三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校及び同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校
- 四 国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第九十九号)第十二条第一項第五号に規定する業務に係る国立研究開発

(新設)

法人水産研究・教育機構の施設

五 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十一條第一項第一号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（十六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときに入学するものを除く。）

六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六條第六号に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設

七 高等学校及び学校教育法第一條に規定する中等教育学校（同法第六十六條に規定する後期課程に限る。）（いずれも同法第五十八條第一項（同法第七十條第一項において準用する場合を含む。）に規定する専攻科に限る。）、同法第二百二十四條に規定する専修学校（同法第二百二十五條第一項に規定する一般課程に限る。）並びに同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校のうち、被保護者がこれらを卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあるものと認められるもの

八 前各号に掲げるもののほか、被保護者が卒業し若しくは修了し、又は教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められる教育訓練施設

（進学準備給付金の支給の申請）

第十八條の九 進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五條の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一 被保護者の氏名及び住所又は居所

（新設）

- 二 特定教育訓練施設の名称  
三 その他必要な事項

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、進学準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(進学準備給付金の支給)

第十八条の十 進学準備給付金は、厚生労働大臣が定める額を、被保護者の特定教育訓練施設への入学に伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに支給するものとする。

(再支給の制限)

第十八条の十一 進学準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、進学準備給付金を支給しない。

(法第五十五条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の十二 法第五十五条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第五十五条の七第一項の被保護者就労支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、社会福祉法人又は一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他保護の実施機関が適当と認めるものとする。

様式第二号（第九条関係）

(表) (略)

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

(新設)

(新設)

(法第五十五条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十八条の七 法第五十五条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第五十五条の六第一項の被保護者就労支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、社会福祉法人又は一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他保護の実施機関が適当と認めるものとする。

様式第二号（第九条関係）

(表) (略)

(裏)

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 (略)

(報告等)

第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に關して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 (略)

2・3 (略)

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。)の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 (略)

(報告等)

第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に關して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨

4 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第五十五条の五若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

注 意

一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

二 この証票は、職名の異動を生じ、又は不要になったときは、速やかに、返還しなければならない。

げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

注 意

一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

二 この証票は、職名の異動を生じ、又は不要になったときは、速やかに、返還しなければならない。



(生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正)

第二条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令(平成二十六年厚生労働省

令第七十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第六条 法別表第一の六の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項に関するものとする。</p> <p>一 法第十九条第一項の規定による保護の決定及び実施</p> <p>二 法第五十五条の四第一項の規定により支給される就労自立給付金の額及び支給期間</p> <p>三 法第五十五条の五第一項の規定により支給される進学準備給付金の額及び支給期間</p> <p>2 2 6 (略)</p>	<p>第六条 法別表第一の六の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項に関するものとする。</p> <p>一 法第十九条第一項の規定による保護の決定及び実施</p> <p>二 法第五十五条の四第一項の規定により支給される就労自立給付金の額及び支給期間</p> <p>(新設)</p> <p>2 2 6 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日等)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の生活保護法施行規則第十八条の七から第十八条の十一までの規定は、平成三十年一月一日から適用する。

### (様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の生活保護法施行規則様式第二号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の生活保護法施行規則様式第二号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。